

工場立地法に基づく特定工場への準則条例制定に伴った事前アンケート 集計結果

回答数12/15

	設問事項	回答	回答数
問(1)	現在は、設置する緑地及び環境施設面積について、都市計画上の区分ごとに設定された神奈川県基準（以下「県基準」という。）が適用されています。この基準と比較して、市独自の基準設定について、貴社のご意見をお聞かせください。	①県基準と同程度のままでよい	1
		②県基準より緩和してもらいたい （敷地に対する緑地等の面積割合を少なくしてもらいたい）	11
		③県基準より強化してもらいたい （敷地に対する緑地等の面積割合を増やしてもらいたい）	0
		④その他	0
			0
問(2)	工場立地法が定める緑地面積等の規制が、操業環境の維持・向上をするうえで負担となっていますか。 （ex.維持管理上の負担や再投資の障害 等）	①なっている	6
		②多少なっている	6
		③なっていない	0
		④わからない	0
		⑤その他	0
問(3)	緑地等の面積割合が減少した場合、既存の緑地等について他の用途に活用できる敷地が出てくることになりましたが、その場合、貴社ではどのような活用が考えられますか。	①産業用地として施設の増築等として事業に活用する（再投資につながる）	8
		②緑地等の状態で維持する	1
		③再投資などにはつながらないが、緑地等を減らすことで維持管理等の負担軽減になる	3
		④その他	0
問(4)	緑化又は環境保全に関する取り組みについて、ご意見・ご要望などがございましたらご記入ください。	<ul style="list-style-type: none"> • 噴水や池などは時代に合っていない。 • 屋上緑化や壁面緑化、駐車場緑化などの算入比率を25%から増やしてほしい。 • 防虫の観点から工場周辺の緑地を減らし虫の発生源をなくしたい。 • 建物屋上に芝を植えているので、これらについても緑地面積に入れていただきたい。 	